

令和5年3月第2回室戸市議会定例会会議録（第6号）

1. 日 時 令和5年3月22日（水）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 河本 竜 二	2番 竹 中 真智子	3番 田 渕 信 量
4番 竹 中 多津美	5番 小 椋 利 廣	6番 脇 本 健 樹
7番 久 保 八太雄	8番 濱 口 太 作	9番 山 本 賢 誓
10番 堺 喜久美	11番 町 田 又 一	12番 亀 井 賢 夫

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	谷 村 直 人
事務局次長兼班長	山 本 ゆかり
議事班 主任	村 田 茉莉
議事班 主任	川 越 桂 太
議事班 主事	中 島 健 太

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	植 田 壯一郎	副 市 長	黒 岩 道 宏
総務課長併選挙管理委員会事務局長	濱 田 亮 士	まちづくり推進課長	辻 さおり
財 政 課 長	上 松 富士樹	財産管理課長	戎 井 健
税 務 課 長	西 村 城 人	市民課長	小 松 達 也
保健介護課長	正 木 亜 弥	人権啓発課長	田 渕 由 加
産業振興課長併農業委員会事務局長	山 崎 桂	建設土木課長	川 崎 州
観光ジオパーク推進課長	大 西 亨	防災対策課長	山 本 康 二
地域医療対策課長補佐	池 田 典 生	会計課長補佐	柳 原 里 恵
福祉事務所長	森 岡 光	教 育 長	百 田 貴 昌
教育次長兼学校保育課長	武 井 知 香	生涯学習課長	西 岡 佳 久
水道局長	中 屋 秀 志	消 防 長	多 田 周 平
監査委員事務局長	江 口 祐 介		

7. 議事日程

日程第1	議案第1号	室戸市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
	議案第2号	室戸市個人情報保護審査会条例の制定について
	議案第3号	室戸市津波避難施設設置及び管理条例の一部改正について
	議案第4号	室戸市職員定数条例の一部改正について

- 議案第5号 室戸市大学入学準備金貸与条例の一部改正について
- 議案第6号 室戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第7号 室戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第8号 室戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第9号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第12号 令和4年度室戸市一般会計補正予算（第12号）について
- 議案第15号 令和5年度室戸市一般会計予算について
- 議案第26号 高速バスターミナル施設における指定管理者の指定について
(総務文教委員会委員長報告)

- 日程第2
- 議案第10号 室戸市国民健康保険条例の一部改正について
 - 議案第11号 室戸市水道給水条例の一部改正について
 - 議案第13号 令和4年度室戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
 - 議案第14号 令和4年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第16号 令和5年度室戸市国民健康保険事業特別会計予算について
 - 議案第17号 令和5年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計予算について
 - 議案第18号 令和5年度室戸市介護保険事業特別会計予算について
 - 議案第19号 令和5年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計予算について
 - 議案第20号 令和5年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計予算について
 - 議案第21号 令和5年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計予算について
 - 議案第22号 令和5年度室戸市水道事業会計予算について
 - 議案第23号 室戸市デイサービスセンターにおける指定管理者の指定について
 - 議案第24号 室戸市農業農村活性化農業構造改善事業施設（産地形成促進施設、地域食材供給施設、附帯施設）における指定管理者の指定について
 - 議案第25号 室戸市農業農村活性化農業構造改善事業施設（地域資源総合管理施設）における指定管理者の指定について
 - 議案第27号 安芸広域障害支援区分認定審査会を共同設置する普通地方公共団

体の数の減少及び同審査会共同設置規約の一部変更について

(産業厚生委員会委員長報告)

- 日程第3 議案第28号 農業委員会委員の任命について
日程第4 議案第29号 農業委員会委員の任命について
日程第5 議案第30号 農業委員会委員の任命について
日程第6 議案第31号 農業委員会委員の任命について
日程第7 議案第32号 農業委員会委員の任命について
日程第8 議案第33号 農業委員会委員の任命について
日程第9 議案第34号 農業委員会委員の任命について
日程第10 議案第35号 農業委員会委員の任命について
日程第11 議案第36号 農業委員会委員の任命について
日程第12 議案第37号 農業委員会委員の任命について
日程第13 議案第38号 令和4年度室戸市一般会計補正予算(第13号)について(追加議案)
日程第14 議案第39号 室戸市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
日程第15 議案第40号 室戸市議会委員会条例の一部改正について

8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第15まで

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（亀井賢夫君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長（谷村直人君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名全員の出席でございます。

なお、執行部から、松下地域医療対策課長が葬儀のため、欠席届が出ております。代わりに、池田課長補佐が出席いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（亀井賢夫君） 次に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。町田議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長報告）

○議会運営委員会委員長（町田又一君） 議会運営委員会委員長報告を行います。

先日、議長から追加議案の取扱いについて諮問があり、本日午前9時半から議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、御報告をいたします。

市長から追加提案されました議案第38号につきましては、本日、委員会付託を省略の上、審議を行うことに決しました。議員各位の御協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（亀井賢夫君） 次に、先般の議事進行発言について議会運営委員会で審議していただいたところ、不穏当であるとの報告をいただきました。議長においても不穏当と認めますから、地方自治法第129条第1項の規定により会議録から取り消すことを御報告いたします。

これより本日の日程に入ります。

日程第1、議案……。

（発言する者あり）

○議長（亀井賢夫君） 権限で不穏当ということでございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 日程第1、議案第1号室戸市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてから議案第26号高速バスターミナル施設における指定管理者の指定についてまで、以上12件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております総務文教委員会委員長報告は、お手元に配付してあるとおりです。

お諮りいたします。

本案に関する委員長報告は、会議規則第39条第3項の規定により省略いたしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決しました。

この委員長報告に対し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務文教委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第2、議案第10号室戸市国民健康保険条例の一部改正についてから議案第27号安芸広域障害支援区分認定審査会を共同設置する普通地方公共団体の数の減少及び同審査会共同設置規約の一部変更についてまで、以上15件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております産業厚生委員会委員長報告は、お手元に配付してあります。

お諮りいたします。

本案に関する委員長報告は、会議規則第39条第3項の規定により省略いたしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決しました。

この委員長報告に対し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって産業厚生委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第3、議案第28号農業委員会委員の任命についてから日程第12、議案第37号農業委員会委員の任命についてまで、以上10件を一括議題といたします。

本案につきましては、委員会付託を省略したものであります。

これより討論に入ります。

日程第1、議案第1号室戸市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてから日程第12、議案第37号農業委員会委員の任命についてまで、以上37件を一括して行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） なしと認めます。

これをもって日程第1、議案第1号から日程第12、議案第37号まで、以上37件についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第1、議案第1号室戸市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案について委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号室戸市個人情報保護審査会条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号室戸市津波避難施設設置及び管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号室戸市職員定数条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号室戸市大学入学準備金貸与条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号室戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号室戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号室戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号令和4年度室戸市一般会計補正予算（第12号）についてを採決いたしま

す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号令和5年度室戸市一般会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号高速バスターミナル施設における指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第10号室戸市国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号室戸市水道給水条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号令和4年度室戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。



本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号令和4年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和5年度室戸市国民健康保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和5年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和5年度室戸市介護保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和5年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号令和5年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和5年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和5年度室戸市水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号室戸市デイサービスセンターにおける指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号室戸市農業農村活性化農業構造改善事業施設（産地形成促進施設、地域食料供給施設、附帯施設）における指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号室戸市農業農村活性化農業構造改善事業施設（地域資源総合管理施設）における指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号安芸広域障害支援区分認定審査会を共同設置する普通地方公共団体の数の減少及び同審査会共同設置規約の一部変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第28号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

農業委員会委員に小松弘之氏を任命することについて同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、小松弘之氏の農業委員会委員の任命については同意されました。

次に、日程第4、議案第29号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

農業委員会委員に島巻賢二氏を任命することについて同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、島巻賢二氏の農業委員会委員の任命については同意されました。

次に、日程第5、議案第30号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

農業委員会委員に福富汎氏を任命することについて同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、福富汎氏の農業委員会委員の任命については同意されました。

次に、日程第6、議案第31号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

農業委員会委員に中島豊繫氏を任命することについて同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、中島豊繫氏の農業委員会委員の任命については同意されました。

次に、日程第7、議案第32号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

農業委員会委員に尾崎考平氏を任命することについて同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、尾崎考平氏の農業委員会委員の任命については同意されました。

次に、日程第8、議案第33号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

農業委員会委員に細川季代氏を任命することについて同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、細川季代氏の農業委員会委員の任命については同意されました。

次に、日程第9、議案第34号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

農業委員会委員に濱田祐司氏を任命することについて同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、濱田祐司氏の農業委員会委員の任命については同意されました。

次に、日程第10、議案第35号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

農業委員会委員に西岡豊氏を任命することについて同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、西岡豊氏の農業委員会委員の任命については同意されました。

次に、日程第11、議案第36号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

農業委員会委員に川崎一男氏を任命することについて同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、川崎一男氏の農業委員会委員の任命については同意されました。

次に、日程第12、議案第37号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

農業委員会委員に藤岡義博氏を任命することについて同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、藤岡義博氏の農業委員会委員の任命については同意されました。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第13、議案第38号令和4年度室戸市一般会計補正予算（第13号）についてを議題といたします。

本案は、先日市長から追加提案されたものであります。

提案理由の説明を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） それでは、追加議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号令和4年度室戸市一般会計補正予算（第13号）について。

本案は、繰越明許費の補正であります。

繰越明許費の補正は追加2件で、津波避難路整備事業1,584万6,000円及び室戸小学校照明LED化改修事業1,737万6,000円であります。

繰越の理由としては、津波避難路整備において地元との調整等に不測の日数を要したこと及び新型コロナウイルス感染症等の影響により体育館のLED灯の納品に遅れが生じていることなどからそれぞれ年度内に完了できない可能性があるため、地方自治法第213条第1項の規定

により予算の繰越しを行うものであります。

以上、概略説明をいたしました但、詳細につきましては財政課長から補足説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（亀井賢夫君） 執行部から補足説明を求めます。上松財政課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第38号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に対し質疑のある方の発言を許可いたします。小椋利廣議員。

○5番（小椋利廣君） 5番小椋利廣。議案第38号について、若干質疑をいたしたいと思ひます。

先ほど、財政課長の説明では、元脇地地区の津波避難路については学校行事との関連で、また地権者との意見調整ということがあって不測の日数を要したということで、今回追加提案をされております。また、室戸小学校の照明LED化についての事業については、新型コロナウイルスや、またウクライナ情勢などの影響で体育館のLED灯の納品が遅れたということで説明があったと思ひますが、これらについてはもうはや既に分かちゅう物語であったと思ひます。それで、今回どうしてこんな追加提案になったのか、これは既にもう前回の補正予算のときに既にもうこんなものは計上されちゅうものじゃなかったらいかんのじゃないかなというふうに私は考えております。それで、今回追加提案になったということは、これは執行部において何か忘れちゅうたとかというようなことがあって、職務怠慢につながるようなことがあったので今回最終的に追加提案で上げてきたのではないかなと、私はこのように考えております。これについて、執行部の答弁をお願いをいたします。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。山本防災対策課長。

○防災対策課長（山本康二君） 小椋議員の御質疑にお答えいたします。

追加提案になった理由ということですが、当該脇地津波避難路整備工事につきましては、令和4年6月28日の契約日で、当初は6月29日から12月15日までの工期で事業をスタートさせております。その後、学校行事、例えば夏休み以降でない運動場への車両の進入とか待機場所とかが使えないというようなこととかもあって、一度令和4年11月4日付で1回目の契

約変更をして、その後も運動会とかマラソン大会とかといったようなことで、工事を中断するというので、再度令和5年2月13日に契約のほうを変更いたしました。その時点で令和5年3月25日を終期とする契約を結んでおりました。この時点で、防災対策課のほうでも3月25日までに完成できるというような見込みでしたので、当初3月議会の告示日まで、3月補正予算には計上していなかったところでございます。その後、3月13日に業者のほうから再度相談があって、年度内での完成が難しいというような説明がありました。その理由として、2月に入ってから地権者との工事による碎石の設置場所とか避難場所付近の支障木の伐採希望の要望等もあって、そこで地権者との協議に不測の時間を要したということと、あと3月24日修了式前後の日程については工事のほうもやめていただけないかというような話もあって、今回繰越事業として提案をさせていただいたところでございます。

なお、議員さんがおっしゃるとおり、当初3月議会の補正予算に計上する、本来であればすべきではあるかと思うんですけども、その時点では年度内完成が見込まれてたというような判断をしておりましたので、今回の追加提案ということになりました。以上でございます。

(発言する者あり)

○議長（亀井賢夫君） 武井教育次長兼学校保育課長。

○教育次長兼学校保育課長（武井知香君） 小椋議員の御質疑にお答えいたします。

この室戸小学校のLED化の事業につきましても、先ほどの防災課長の答弁と同じような形にはなるかとは思いますが、これは、令和4年12月7日から5年3月24日の工期で行ってございまして、年度内完成の予定でそのまま順調に進めておりました。一般的なこういう蛍光灯の形のもは順調に入っておりましたので、それはこの3月、南棟のところも完成はする予定ですが、体育館の水銀灯のほうの形のもが間に合わないということの連絡が入ったのが、正確な日付は忘れたんですけども、議会の開会中のこととございましたので、3月の補正には間に合わなかったところとございます。ウクライナ情勢とかコロナの関係で材料が不足をして、メーカーのほうでは製造が遅れているよという情報は3月に入ってからあっていましたので、間に合うかどうか業者のほうとは連携を取っておりましたが、やはりどうしても間に合わないということの判断があったのが議会の開会中だったということで、3月の補正には間に合わなかったところとございます。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 小椋利廣議員の2回目の質疑を許可いたします。小椋利廣議員。

○5番（小椋利廣君） 小椋利廣。2回目の質疑を行います。

先ほどの元脇地地区の津波避難路については、これは令和4年6月28日の契約やということとでさっき答弁があったと思います。これ6月28日というたら、今までやったら9か月もあるわけよ、工期的には。これら9か月もあつたら完全に仕上がるだけの工事やない。こんなもんがしょっちゅうこうやってまだまだ追加提案で出してこにゃいかんような議案になるような、こんな工事のやり方やったら今後とも工事がまともに進んでいくやということは考えられんと思

うわけよ。令和4年6月28日の契約のこんな工事がどうして今まで延びてきたのか、非常に不思議やと思うわけよ。指導が足らんのか、執行部のほうの。わしはそれに尽きると思うけど。今まで6月28日に契約してきたものがどうやって指導してきたのか、この辺をもう一度明確に答弁をお願いをいたします。

それから、室戸小学校のLED化の問題やけんど、これも令和4年12月7日からの工期やという話があったと思います。これらについても工期が契約ができたならその時点で材料の発注はもう既にしちよかないかん、こういう状況が起きていると思います。何のために契約しゅうか、材料も買うために契約をしゅうわけやろ。契約ができたなら何事も全部発注できていけるわけやきん、そこをどういうふうに指導してきたのか、今までどうして、どういうふうに延びてきたのか。この辺をもう一度明確に答弁をお願いをいたします。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。山本防災対策課長。

○防災対策課長（山本康二君） 小椋利廣議員の2回目の御質疑にお答えいたします。

まず、この工事費につきましては、先ほど説明しましたように2回契約変更を行っております。そのときには、契約工期を延長するという正当な理由があるということで、市としても認めているところでございます。こういった指導をしているかというところですが、工期については担当課としても十分気を遣っておりますし、一定日々の監督職員等による監理についての進捗状況についての管理については行っておりますし、担当職員のほうも現場に向いて行って、一定業者との話もしてきたというところでございます。

3月補正予算に計上できなかったというところが、2月13日の契約変更した後、担当課としても年度内に完了できるという見込みは持っておったというところで、計上できなかったということで、結果的にこうした追加提案になったというところは今後また反省して、工期の管理については、また適正を図っていきたいというふうに感じております。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 武井教育次長兼学校保育課長。

○教育次長兼学校保育課長（武井知香君） 小椋議員の御質疑にお答えいたします。

発注につきましては、もちろん契約が済みましたらすぐに発注をいただいていると思います。

それから、指導の話になりますけれども、工事監理をお願いをしておりますので、担当の者とそれと工事の監理の者から定期的な指導というか、打合せなんかも進めておりましたので、今回のLEDの体育館のほうは特殊な形となっているもので、少し遅れが出たものかとは思いますが、十分な連絡や指導などは行っていたものと考えております。以上です。

○議長（亀井賢夫君） 小椋利廣議員の3回目の質疑を許可いたします。小椋利廣議員。

○5番（小椋利廣君） 小椋利廣。3回目の質疑を行います。

今までの防災対策課長も学校保育課長の答弁も聞きゅうと、契約してからの工程の管理が全然できてないわけよ、要は。工程管理がちゃんとできていきよったら契約変更を途中でやり直

さいでも完全にできていけると思うわけよ。何回も契約変更をして工期を延ばさにかいかんというようなことになってくるということは、最初からの工程管理が全然できてない、こういうことに尽きると思うわけよ。次からは、もう少し工事に対する工期、また金額的なものに対する工期、こういうものも的確に工程管理をやっていってもらわんと、今後は承認しかざるを得んということになってくると思いますので、ぜひともよろしくお願いをいたします。これは答弁は要りません。

○議長（亀井賢夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、日程第13、議案第38号について行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） なしと認めます。

これをもって日程第13、議案第38号についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第13、議案第38号令和4年度室戸市一般会計補正予算（第13号）についてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第14、議案第39号室戸市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

案文については、お手元に配付したとおりです。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第39号にきましては、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明及び委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号につきましては提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決しました。

なお、本案につきましては議員全員が提出者、賛成者になっておりますので、質疑及び討論につきましては、なきものとして議事を進めます。

これより採決いたします。

日程第14、議案第39号室戸市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第15、議案第40号室戸市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

案文については、お手元に配付したとおりです。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第40号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明及び委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号につきましては提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決しました。

なお、本案につきましては議員全員が提出者、賛成者になっておりますので、質疑及び討論につきましては、なきものとして議事を進めます。

これより採決いたします。

日程第15、議案第40号室戸市議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会委員長から、委員会において閉会中もなお調査が必要と認め、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することと決しました。

本日出席されている執行部の中で、3月末をもって退職される方が1名おられます。武井教育次長兼学校保育課長であります。

長きにわたり市の行政事務に携わり、今日の室戸市政の基盤を築いた功績は非常に大きいものがあります。本日が最後の議会となりましたが、健康に十分留意され、それぞれの新しい人生を歩んでいただきたいと思います。長い間御苦労さまでございました。そして、ありがとうございました。（拍手）

休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（亀井賢夫君） 正会に復します。

お諮りいたします。

本日議決されました諸案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条により議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては議長に委任されました。

これにて令和5年3月第2回室戸市議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午前10時55分 閉会

上記は会議のてんまつを記載して相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

室戸市議会議長

室戸市議会副議長

〃 議員

〃 議員